

授業料補助金の変更について

授業料補助金について、2024年4月1日より、下記の通り変更しました。

1 名称の変更

「授業料補助金」を「授業料等補助金」に変更し、補助の対象を拡大しました。

2 補助対象の拡大

授業料に加え、学業や研究に必要な学費も補助対象としました。

ただし、授業料、学費以外の納入金は補助の対象外です。詳しくは次の通りです。

補助の対象となる費用

① 授業料

② 学業や研究に必要な学費

教育運営費、施設設備費、教育実習費、教育充実費、施設費、実験実習費、実験演習費、演習費、在籍基本料等、学業や研究に必要な費用です。（大学によって費用名称は異なります。）

補助の対象とならない費用

③ その他の納入金

- ・ 入学金
- ・ 後援会費、校友会費、学友会費、学園費、育成会費、学会費、学生教育研究災害傷害保険等、学業や研究に直接関係ない費用です。（大学によって費用名称は異なります。）

3 年間上限額の増額

年間上限額を40万円増額し、年間60万円から100万円としました。